

子どもはぐくみ医療費の助成について

平成25年1月1日〔平成25年1月診療分〕から助成対象が中学校修了まで拡大になり、制度の名称も乳幼児等医療費助成制度から子どもはぐくみ医療費助成制度に変更になりました。

申請はお済ですか？



○ 助成拡大に関する申請について

あらたに助成対象になる平成9年4月2日～平成12年4月1日に生まれた児童のいる世帯に、子どもはぐくみ医療費の助成拡大のお知らせと申請書をお送りしています。

申請書に記入押印し、お子様の保険証を持って
役場 住民福祉課まで提出してください。

- 中学校修了まで、保険適用内の通院・入院ともにかかる自己負担分を助成します。
- 3歳児～5歳児の通院、6歳児～中学校修了までの通院・入院については、医療機関（診療科）ごとに月額600円までの自己負担が必要になります。（保険薬局は除く）

◇お問い合わせ連絡先◇ 牟岐町役場住民福祉課 子どもはぐくみ医療担当 TEL (0884) 72-3416

児童扶養手当

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

■受けられる方

父母の離婚等で父または母のいない児童や両親のいない児童など父または母と生計を共にしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は児童が18歳に達した最初の3月31日までです。

■手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が法令で定める障害のある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が一年以上遺棄している児童
- 父または母が一年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 遺棄児などで、母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■支給制限（下記に該当する場合は、対象になりません。）

《児童が次のいずれかに該当するとき》

- 日本国内に住所がないとき
- 公的年金を受けることができるとき
- 里親に委託されているとき
- 児童福祉施設に入所しているとき
- 父または母の配偶者に養育されているとき
- 労働基準法の遺族補償を受けているとき

《父または母（または養育者）が次のいずれかに該当するとき》

- 日本国内に住所がないとき
- 公的年金（老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受けているとき
- 所得が一定額以上のとき

